

平成 21 年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算のあらまし

全 体 の 概 要

(1) 歳 入

歳入総額は、一般会計^注7,720 億円(借換債除き 7,576 億円)、特別会計^注241 億円(借換債除き 234 億円)で、合わせて 7,961 億円(借換債除き 7,810 億円)となり、借換債を除くと、前年度に比べ一般会計は、554 億円、7.9%増加、特別会計は、19 億円、7.5%減少しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	20年度	7,682	7,486	196	93	5
	21年度	8,014	7,720	293	97	5
	増減額	332	234	98	4	0
	増減率	4.3%	3.1%	49.9%	3.9%	5.2%
特 別 会 計	20年度	290	272	17	38	0
	21年度	259	241	18	37	0
	増減額	△ 31	△ 31	1	△ 0	0
	増減率	△10.6%	△11.4%	3.0%	△0.3%	16.7%
合 計	20年度	7,971	7,758	213	131	5
	21年度	8,273	7,961	311	134	6
	増減額	301	203	98	4	0
	増減率	3.8%	2.6%	46.1%	2.7%	5.5%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	20年度	7,218	7,023	196	93	5
	21年度	7,870	7,576	293	97	5
	増減額	651	554	98	4	0
	増減率	9.0%	7.9%	49.9%	3.9%	5.2%
特 別 会 計	20年度	270	253	17	38	0
	21年度	252	234	18	37	0
	増減額	△ 18	△ 19	1	△ 0	0
	増減率	△6.8%	△7.5%	3.0%	△0.3%	16.7%
合 計	20年度	7,488	7,275	213	131	5
	21年度	8,121	7,810	311	134	6
	増減額	633	535	98	4	0
	増減率	8.4%	7.3%	46.1%	2.7%	5.5%

(2) 歳 出

歳出総額は、一般会計 7,546 億円(借換債除き 7,402 億円)、特別会計 204 億円(借換債除き 197 億円)で、合わせて 7,751 億円(借換債除き 7,599 億円)となり、借換債を除くと、前年度に比べ一般会計は、555 億円、8.1%増加、特別会計は、20 億円、9.4%減少しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	20年度	7,682	7,311	371	326	45
	21年度	8,014	7,546	467	405	62
	増減額	332	235	97	79	17
	増減率	4.3%	3.2%	26.0%	24.3%	38.9%
特 別 会 計	20年度	290	237	53	19	33
	21年度	259	204	55	39	16
	増減額	△ 31	△ 33	2	20	△ 18
	増減率	△10.6%	△13.8%	3.8%	102.0%	△53.1%
合 計	20年度	7,971	7,548	423	345	78
	21年度	8,273	7,751	522	444	78
	増減額	301	203	99	99	△ 0
	増減率	3.8%	2.7%	23.3%	28.6%	△0.5%

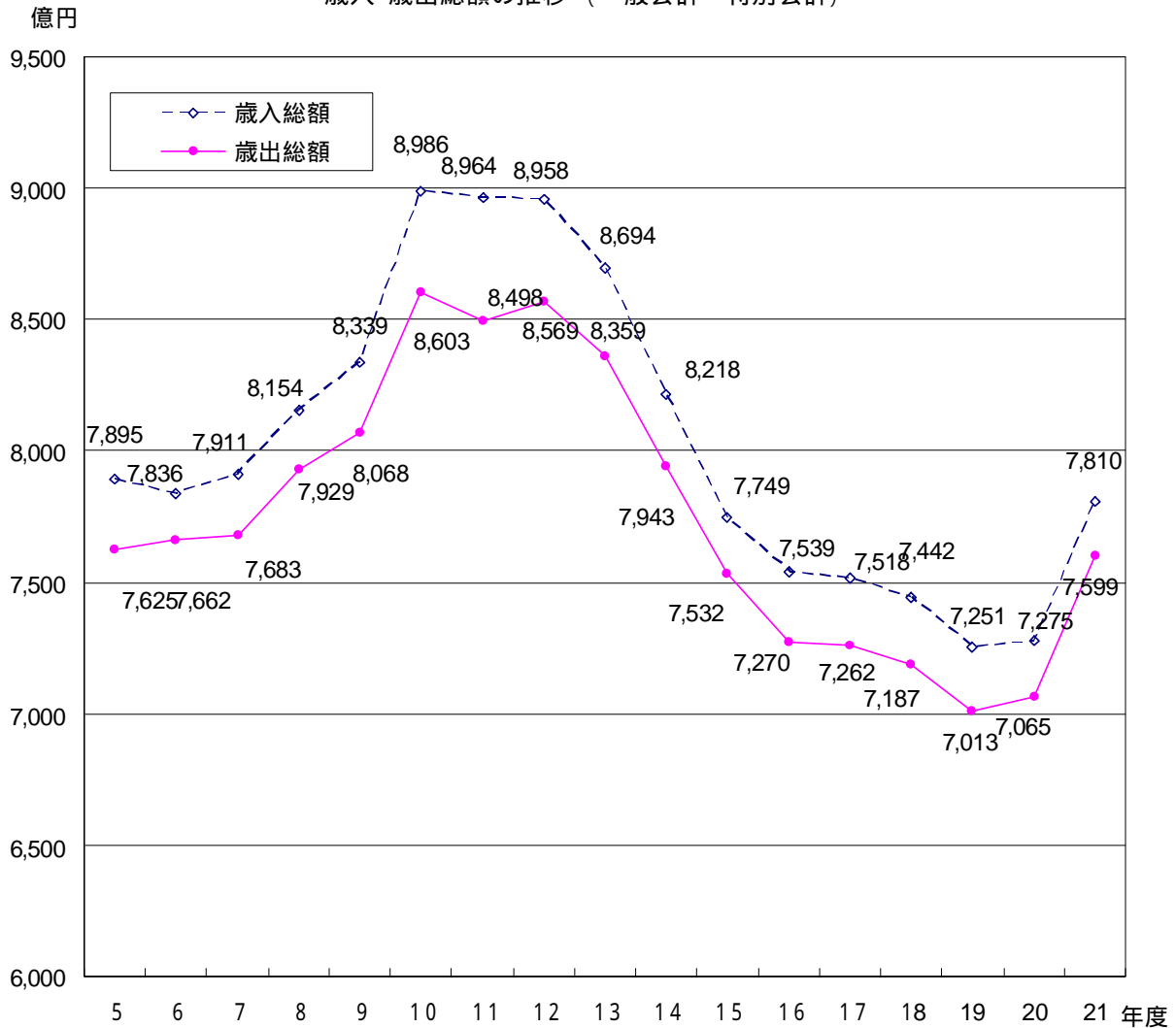
*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	20年度	7,218	6,848	371	326	45
	21年度	7,870	7,402	467	405	62
	増減額	651	555	97	79	17
	増減率	9.0%	8.1%	26.0%	24.3%	38.9%
特 別 会 計	20年度	270	217	53	19	33
	21年度	252	197	55	39	16
	増減額	△ 18	△ 20	2	20	△ 18
	増減率	△6.8%	△9.4%	3.8%	102.0%	△53.1%
合 計	20年度	7,488	7,065	423	345	78
	21年度	8,121	7,599	522	444	78
	増減額	633	534	99	99	△ 0
	増減率	8.4%	7.6%	23.3%	28.6%	△0.5%

歳入・歳出総額の推移（一般会計＋特別会計）



* 歳入 歳出規模からは、借換債分を除いている。

国の緊急経済対策による公共事業等の事業量の増加にともない、歳入総額 歳出総額は平成10年度～12年度にピークを迎えましたが、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより年々減少しています。平成20年度からは、国の景気対策に伴い増加に転じ、平成21年度は国の雇用・経済対策に伴う国庫支出金の増加(地域活性化・公共投資臨時交付金 + 126億円(皆増)等)や、「緊急雇用創出事業臨時特例基金(+64億円)」等の積立により歳入、歳出とも大きく増加しています。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定(予定される収入金額を決定する行為)を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

(3) 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である**形式収支^注**は、**一般会計174億円、特別会計37億円**で、**合わせて211億円のプラス**となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計158億円、特別会計3億円）を差し引いた**実質収支^注**は、**一般会計16億円、特別会計34億円**で、**合わせて50億円のプラス(剰余)**となっています。

実質収支額は前年度に比べ、**一般会計で17億円減少、特別会計で1,500万円減少**しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	20年度	7,486	7,311	175	143	32
	21年度	7,720	7,546	174	158	16
	増減額	234	235	1	15	17
	増減率	3.1%	3.2%	0.6%	10.8%	51.4%
特 別 会 計	20年度	272	237	35	1	34
	21年度	241	204	37	3	34
	増減額	31	33	1	2	0
	増減率	11.4%	13.8%	4.2%	149.6%	0.4%
合 計	20年度	7,758	7,548	210	144	66
	21年度	7,961	7,751	211	161	50
	増減額	203	203	0	17	17
	増減率	2.6%	2.7%	0.2%	11.9%	25.1%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

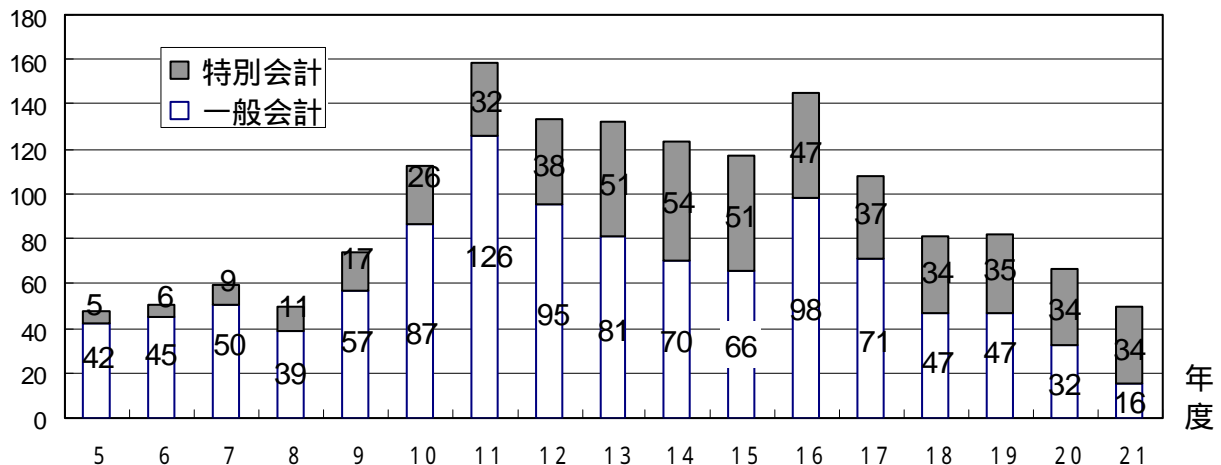
【実質収支額の処分】

一般会計の実質収支額16億円については、地方自治法第233条の2の規定により、**7億9千万円**(実質収支の1/2相当)を、7月30日に**財政調整基金^注**に積み立てました。(前年度財政調整基金積立額 16億1千万円)

また、残額の8億円と特別会計の実質収支34億円については、平成22年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計+特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）